

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 27 日現在

機関番号：14501  
 研究種目：挑戦的萌芽研究  
 研究期間：2010 ～2012  
 課題番号：22653001  
 研究課題名（和文） 法的・規範的実践の社会的構造-フィールド観察とデモンストレーションを通じて-  
 研究課題名（英文） Social Organization of Legal and Normative Practices: A Study through Field Observation and Experimental Demonstration  
 研究代表者  
 樫村志郎 (KASHIMURA SHIRO)  
 神戸大学・大学院法学研究科・教授  
 研究者番号：40114433

研究成果の概要（和文）：本研究は、いかにして社会の人々が法やその他のルールを実際に用いて自他の行動や思考を調整しているかを、実際の行為場面やコミュニケーション過程を綿密に検討することにより、あきらかにしようとするものである。本研究では、混雑する歩行場面、紛争当事者や法律専門家が行なうコミュニケーション、障害を持つ人と周囲の人のコミュニケーションの詳細な発話と言語の分析を行なうことで、それらに共通の構造があることをあきらかにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, questions concerning how interacting social members achieve the coordination of movements of their bodies and their thoughts mutually successfully and individually skillfully are addressed. The study examines the details of some selected interactions in such fields as walking in congested places, claiming and distributing legal responsibilities and communicating of wills of people with communication disabilities. In the analysis, some features of on-site details of normative communication process and the embedded skills and competencies of the social members have been elaborated.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1000000	0	1000000
2011 年度	800000	240000	1040000
2012 年度	700000	210000	910000
年度			
年度			
総計	2500000	450000	2950000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学，エスノメソドロジー，社会規範，法行動

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者はかねてから自然のおよび人為的場面における規範実践の観察にもとづく研究を行ってきた。具体的には、紛争当事

者へのインタビュー、紛争シミュレーションや実際の法律相談場面の観察、規範使用場面の録音・録画記録などを用いる研究である。

本研究の第1の背景は、さまざまな規範使

用場面の枠組と規範的発話の言語的構造の比較と解明を行なうことの可能性への注目である。すなわち、これらの場面を相互に比較検討すると、注目すべき共通性がある。とりわけ、異なる談話場面-紛争当事者が過去の紛争経験について語る場合、法律相談場面において相談依頼者が現在の紛争経験について語る場合、紛争シミュレーションにおいて演技者が想像上の紛争について語る場合には、その談話を聞く相手、その他の場面的条件が異なることから、法や社会規範の主張、正当化などの構造は互いに完全に異なるかのように考えられるのに、実際には自他の責任を言語的に定式化したり、自他の行動を筋道だったものとして説明する際には、同一の語り方（レトリックや物語構造等々）を使用することがしばしば見いだされることである。これは、場面の詳細が異なるにもかかわらず、人が法的主張を行う際にはそれらの場面を把握するための枠組に「紛争志向性」とも言うべき独特の変容が起こり、それが言語的に表示されるからだと考えられる（樫村志郎「法現象の分析」山崎敬一編『実践エスノメソドロジー入門』第10章 2004）。

本研究の第2の背景は、法的・規範的実践の綿密な経験的解明のための観察理論と観察手法を開発提案することの必要性である。法現象の経験的解明のためには、今日、サーベイとエスノグラフィーが主要な手法となっている。ところが、サーベイによるデータ収集はきわめて人為的な状況で行われる（L. Suchman & B. Jordan, "Interactional Troubles in Face-to-face Survey Interviews." J. Amr. Statistical Assoc. Vol. 85 1990）。また、エスノグラフィーはその観察の再現可能性に難点がある。この状況に鑑み新たな経験的手法を用いて、この分野の研究を理論と手法の両面で革新することが喫緊の課題である。この為には、エスノグラフィー以外の非介入的フィールド観察、実験的デモンストレーションという介入的観察の手法の補完的利用が考えられる。非介入的に行為場面を観察分析するフィールド観察は、規模の大きな・生の社会的状況の観察に適している。しかしフィールド観察の対象が個性的な社会的事実たる生活の一部であることから計画的反復的観察あるいは介入的観察は一般に困難である。これに対して、デモンストレーションは、一定の指示にもとづいてある社会的場面を実験的に構築することによる行為の観察法であり（Harold Garfinkel *Studies in Ethnomethodology* 1967, Eric Livingston *Ethnographies of Reason* 2008）、人為的条件のもとではあるが計画的で反復的な行為観察や介入的観察が可能である。実験的状

況においては規模の大きな社会状況や自然的状況を作り出すことは一般に困難である。そこで本研究ではこの2つの手法を併用することによって、2つの手法の限界を補完しつつ両者のメリットを發揮させ法的・規範的実践の経験的観察的研究の方法を革新的に前進させようとするのである。この事情は、この分野における研究がより盛んな英米においても共通している（トラヴァース「生ける法-エスノメソドロジーの視点から」『東海法学』2009）。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、経験的手法を通じて、法的・規範的実践の構造を行為場面の論理性に照らして解明することである。行為場面の論理性とは、共同行為が行われる際の具体的諸条件（行為目的、相手方、その他の諸条件）のもつ筋道だった性質を言う。法的・規範的実践とは、法または社会規範を用いる、主張、追従、紛争決定などを言う。本研究の目的は、法的・規範的実践が、行為場面の論理性によって、重要な点で決定されているという命題を探索的に例証し、その実践的形式の解明を行うこと、また、その作業を通じて、法ないし規範と行為の関連のもつ合理的性格（実効性、規範性、明確性など）を経験科学的に解明するための新しい方法論を提案することである。

## 3. 研究の方法

本研究では、自然的観察（フィールド観察）と人為的状況構築による観察（デモンストレーション）による研究を反復並行的に実施して両手法を洗練し、またそのデータを解釈するための新たな理論を構築するため、次のような研究を実施した。

(1) 横断歩道、繁華街の交差点等、多数者が歩行し、その歩行を調整する必要が想定される場面において、ビデオ撮影を含むフィールド観察を実施し、歩行行為それ自体を利用する歩行経路の相互調整の構造を分析した。また、室内において、プリズムを利用した視野反転レンズを装着した状態での複数者の歩行のデモンストレーションを実施し、歩行者の行なう相互調整について、詳細な情報を得た。

(2) 刑事責任その他の法的紛争の解決を目的とする専門的および非専門的言説を収集して、会話分析の手法と知見を利用して、その発話言説構造を分析した。また、自他

の責任に関わる判断を行なうことに関して、自己の視点の重要性を示すためデモンストラーションを工夫して実施した。

(3) 言語を利用しない相互コミュニケーションの状況を理解するため、少数の海外文献の詳細な翻訳・研究を行なうとともに、それらの研究の主題となっている現象（特別支援教育現場、ALS 患者の日常生活）について、国内での参与的観察・インタビューを実施した。

#### 4. 研究成果

(1) 経験的手法を通じて法的・規範的実践の構造を行為場面の論理性に照らして解明するため、混雑する歩行場面（学園祭、繁華街、観光の行事）におけるビデオ撮影データの一部を選択して、分析をおこなった。その主な知見はつぎの通り—

① 通行／歩行の秩序ある性質の基本的なパラメータは速度と方向であること

② その秩序ある性質の認識は言語による交流を前提としないこと。

そこで通行／歩行現象の厳密な分析可能性（再現可能性と了解可能性）は、つぎの性質に着目することで基礎づけられると結論する。

- (a) 繰り返しそれを見ることができること
- (b) 常に連続して一目で理解できること
- (c) 通行／歩行にとって個々の行為目的は相対的に無関連であること
- (d) 通行／歩行にとってその環境への適合性が重要であること
- (e) 通行／歩行の構造は「見えているが注目されていない」こと、
- (f) 通行／歩行は形式言語以前の世界におけるコミュニケーションであること。これとともに歩行を伴う公共場面に関する先行研究 (E. Goffman, H. Sacks, D. Sudnow) の方法と成果を検討し、つぎの結論を得た。

(I) 「衝突の回避」(Goffman) を中心とする説明とエスノメソドロジカルな説明とは非対称の関係にあること、

(II) 後者においては、通行／歩行行為の方法的性格が解明されている点で本研究の知見と整合的であること、

(III) 本研究においては、通行／歩行の方法的性格を、「身体間距離の連続的調整」と名付けうる実践を中心にして、より体系的に研究できること。

これらについて、神戸大学大学院後期課程学生・中山和彦とともに 2012 年に学会発表を行なったほか、さらに分析を継続している。

(2) 法に関する発話言説の分析の一成果として、法律相談場面で依頼者が行う法律問題の語りとそれに対する法律家の応答をとりあげて分析し次の知見等を得た。当事者の語りは、当事者が相談に先立って構成する規範的解決を説明・正当化しようとする志向をもつこと、専門家はその語りの理解の上にたち専門的解決を示唆すること。

分析結果の一部は、英文論文(2010 年中に脱稿し出版準備中)に取り入れたほか、海外学会で発表した(2012 年)。次に、法律事件の経験を問うインタビュー場面において当事者が行う語りの発話言説分析を行い、次の知見等を得た。当事者の語りは、当初にはプラスの評価をもった事実からマイナスの評価をもつ事実が生起する過程として語られ、同時にその評価の低下を説明するという志向をもつこと、またインタビュアーはその理解の表示と再構築を試みること。その分析結果および研究主題の理論的概説を複数の学術書の分担執筆を通じて公表した。刑事責任に関わる言説のあり方の一部を分析し、国際学会等で発表した。

(3) 言語を利用しない相互コミュニケーションのあり方について、2 つの研究 (David Goode, World Without Words 1994, 及び Albert Robillard, Meaning of Disability 1999) を詳細に検討し、また、それらの対象となっている現象（特別支援学校、ALS 患者の生活）の研究を行ない、次の知見等を得た。障害をもたない社会メンバーが利用する日常言語を利用できないことは日常的なコミュニケーションへの参与の障害となること、障害をもつメンバーおよびその周囲の社会メンバーは言語以外の資源を利用して補完的コミュニケーションの方法的体系を発達させること。その成果の一部は、海外の大学の研究者と共有した。その他の成果についても継続して公表を図って行くこととしている。

なお、これらの知見や研究方法を共有・議論するため、学会シンポジウム等の研究交流会を企画・実施した。研究期間を通じて David Goode (ニューヨーク大学教授)、Albert B. Robillard (ハワイ大学教授) と継続的に協力し、助言をえた。その他学会その他の研究交流の機会に積極的に参加することを通じて、国内外の研究者との研究交流を行なった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①樫村志郎, 「ハロルド・ガーフィンケル・メモリアル・カンファレンスに出席して」, 日本EMCA研究会ニューズレター, 2012年3月. 査読なし

②樫村志郎, 「法社会学にとって『地域社会』とは何か」, 法社会学 74号 78-88頁, 2011年3月. 査読なし

[学会発表] (計8件)

①樫村志郎 「他者の経験への接近はいかにして可能か?—ディヴィッド・グッド『言葉のない世界の子どもたち』を通じて」, 神戸大学社会科学教育研究府セミナー「アクションリサーチ(Action Research)とはなにか— 社会科学の複数の分野をつむぐ変革志向の実践的研究教育方法として—」(報告), 2013年3月22日, 神戸大学(神戸市灘区).

②樫村志郎, 「離島・地域のニーズと司法アクセス」, 司法アクセス学会第6回学術大会「司法アクセス・パラダイムの転換—求められる法的サービスへ—」(シンポジウム報告), 2012年12月8日, 弁護士会館(東京都千代田区).

③ Kashimura Shiro ”The Legacy of the First-to-Third Generations Sociologists of Law”, 2012 International Conference on Law and Society, 2012年6月7日, Hilton Waikiki Resort Hotel, Honolulu, Hawaii, U. S. A.

④ Kashimura Shiro ”Telling the Code of Law: Interactive Grounds and Continuities of Giving Legal Advice in Japan”, 2012 International Conference on Law and Society, 2012年6月5日, Hilton Waikiki Resort Hotel, Honolulu, Hawaii, U. S. A.

⑤樫村志郎 「日本の法社会学理論:一般理論に向けての可能性」, 2012年度日本法社会学学会学術大会・ミニシンポジウム「日本の法社会学理論:一般理論に向けての可能性」(コメント), 2012年5月13日, 京都女子大学(京都市東山区).

⑥ Kashimura Shiro, “Albert Eglash and the Biblical Roots of Restorative Justice: The Theory and Practices in the U.S. and Germany in 1950s”, The International Conference and Workshops of Restorative Justice, Human Rights and Peace Education, 2012年3月6日, Chang-Jung Christian University, Tainan, Taiwan.

⑦樫村志郎, 「法社会学にとって『地域社会』とは何か」(コメント), 日本法社会学会2010年度学術大会・全体シンポジウム「地域社会の法社会学の意義と方法」, 2010年5月9日, 同志社大学(京都市上京区).

⑧樫村志郎(中山和彦と共同報告)「空間的行為の秩序性—通行の分析を通じて」, 日本法社会学会2011年度学術大会・ミニシンポジウム「法のエスノメソドロジー研究の新展開」(報告), 2011年5月7日, 東京大学(東京都文京区)

[図書] (計5件)

①樫村志郎 (共著・章単独執筆) 「法における共通理解の達成と維持」片岡邦好・池田佳子編『コミュニケーション能力の諸相—変移, 共創, 身体化』ひつじ書房, 311-342頁, 2013年3月.

②樫村志郎 (共著・章単独執筆) 「労働審判紛争の社会的構造—問題定義の記述形式を通じて—」菅野和夫・仁田道夫・佐藤岩夫・水町勇一郎編『労働審判制度の利用者調査—実証分析と提言』有斐閣, 154-172頁, 2013年3月.

③樫村志郎(佐藤岩夫と共編著) 『労働審判制度をめぐる当事者の語り—労働審判制度利用者インタビュー調査記録集』東京大学社会科学研究所調査報告集, 2013年3月. 263頁

④樫村志郎 (武士俣敦と共編著) 『トラブル経験と相談行動』東京大学出版会, 2010年10月. 296頁

⑤ Kashimura Shiro (共著・章単独執筆), Hearing Client’s Talk as Lawyer’s Work: The Case of Public Legal Consultation Conference. (A draft of a chapter in Boudouin Dupret & Tim Berard (eds.) The Parxiology of Law. (Oxford University Press, in preparation as of August, 2010). 2014 発刊確定 印刷中

〔その他〕  
ホームページ等  
<http://www2.kobe-u.ac.jp/~skashimu/ShiroKashimura/Welcome.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

榎村 志郎 (KASHIMURA SHIRO)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号： 40114433

(2) 研究分担者

なし